

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）事業運営規程

てる薬局 開智店

（事業の目的）

第1条 この規程は、てる薬局 開智店が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治医が交付した処方箋に基づき、薬剤師の訪問を必要と認めた要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 業務の実施に当たっては、利用者さまの意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 居宅療養管理指導の業務は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものとする。

3 介護予防居宅療養管理指導の業務は、利用者が要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 業務の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第3条 てる薬局 開智店に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

薬剤師 6人、その他 5人

薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、薬の服用状況・保管状況の確認、服薬指導、薬学的管理計画の策定、他職種との情報共有を行う。

（営業日及び営業時間）

第4条 てる薬局 開智店の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 9時から午後18時までとする。ただし土曜日は9時から12時までとする。
- （3）連絡体制 営業時間中の連絡が可能な体制をとる。

（居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の内容）

第5条 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の内容は、次のとおりとする。

- （1）当薬局の薬剤師が、医師の発行する処方箋の指示に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の管理や保管、使用等に関するご説明を行うことにより薬剤を有効かつ安全にご利用いただけるように努めます。
- （2）サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧に行い、わかりやすくご説明いたします。薬についてわからないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

（居宅療養管理指導等の費用）

第6条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 居宅療養管理指導等の提供に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり30円とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松本市の区域とする。当薬局から5kmまでとする。

(苦情処理)

第8条 居宅療養管理指導等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 当薬局のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば担当薬局までご連絡ください。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者さまのご家族及び後見人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当薬局は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者さまの同意、またご家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくこととします。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。